

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成27年12月3日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

1 2 月 3 日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第 6 4 号所管分の審査-----	2
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第 6 6 号の審査-----	17
質疑（増永和起委員、村上英明委員）	
議案第 6 9 号の審査-----	21
議案第 6 8 号の審査-----	21
議案第 7 7 号の審査-----	21
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員、嶋野浩一郎委員）	
採決-----	27
閉会の宣告-----	27

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成27年12月3日(木) 午前10時 開会  
午後 0時15分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 嶋野浩一朗 委員 森西 正  
委員 村上英明 委員 増永和起 委員 南野直司

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
生活環境部長 登阪 弘 同部理事 北野人士  
同部次長 山田雅也 同部次長兼環境業務課長 豊田拓夫  
市民活動支援課長 谷内田 修 市民課長 川本勝也  
環境センター長 森川 護  
保健福祉部長 堤 守  
同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之  
保健福祉課長 丹羽和人 国保年金課長 安田信吾  
保健福祉課参事 川口敦子

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

### 1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分  
議案第66号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第69号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第68号 平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第77号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。  
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

委員の皆さんには、お忙しいところ、また足元の悪い中、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で付託されました案件についてご審査を賜りますが、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

一旦退席をさせていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、質問させていただきます。

一般会計補正予算書、まず6ページの債務負担行為、衛生害虫等駆除事業、動物死体収集・運搬事業、一般廃棄物収集運搬業

務委託事業、焼却灰等運搬業務委託事業、これが組み立てられておりますけれども、その内容について教えてください。

続きまして、12ページ、雑入で大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金というのが計上されています。この中身についてお聞かせください。

それから、14ページ、コミュニティセンター費で、実施設計委託料が計上されています。これについて教えてください。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 それでは、保健福祉課にかかわります債務負担行為の補正についての事業の内容をご説明させていただきます。

まず、衛生害虫等駆除事業でございますが、内容といたしましては2点ございまして、1点目は、衛生害虫及びネズミ族等の駆除業務でございます。これは、ユスリカ、毛虫、ヤスデ、クモ、ゴキブリ等の害虫が発生しましたら、水路等を消毒する業務でございます。

もう1点は、スズメバチ等発生したら駆除する業務を委託しているものでございます。

なお、消毒業務につきましては、天災等、水害等によります消毒業務も含んでございます。

もう1点、動物死体収集・運搬事業でございますが、これは業務内容といたしましては、動物の死体を回収するということでございます。動物の死体と申しましても、道路で犬、猫等が死んでいる。この場合には連絡があれば、その場所に行って回収して、水で流して、場合によっては消毒させていただくという事業になってございます。

また、ペットの死体につきましても回収

させていただくという事業になってございます。ペットの回収につきましては、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例に基づきまして、手数料として1,500円を収受していただくという委託業務になってございます。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私のほうから環境業務課にかかわります一般廃棄物収集運搬業務委託について、その内容をご説明申し上げます。

今現在、実施している業務委託が平成27年度に終わりますので、その分を今回また5年間お願いするものでございます。

内容については、もやせるごみ、もやせないごみの収集運搬について、5地区委託しているものを、継続させていただくということと、ペットボトル、それと缶・びん、これにつきまして市域全域の分の収集運搬業務の委託について、今回、債務負担行為をお願いするものでございます。

○上村高義委員長 森川センター長。

○森川環境センター長 それでは、私のほうから環境センターに係ります焼却灰等運搬業務委託事業の内容について、お答えさせていただきます。

この内容につきましては、環境センターのほうで、ごみ焼却処理を行った後に発生します焼却灰、それからばいじん処理物につきまして、これらを環境センターから大阪湾広域臨海環境整備センター、フェニックスのほうへ運搬する業務となります。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、私のほうからは、雑入の補正の内容についてご説明させていただきます。

内容につきましては、大阪府の後期高齢者医療制度特別対策補助金として、116

万6,000円を補正させていただくものでございます。

この補助金の目的でございますが、後期高齢者医療制度の特別対策に係る事業の費用に充てるため、広域連合が市町村に対して補助し、制度の円滑な施行に資することを目的とするものでございまして、内容としましては3点ございます。

広報の実施、2点目としては、きめ細やかな相談体制のための整備。3点目として、長寿・健康増進事業の実施となっております。

国保につきましては、また後ほど、後期高齢者医療特別会計で補正を上げさせていただいておりますが、窓口用の基幹システムを1台増設させていただきます。それと、保健福祉課のほうで在宅要介護者への訪問歯科検診に係る事業でのほうが、今回補助の対象として雑入で上げさせていただいたものでございます。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 それでは、コミュニティセンター実施設計委託料について、お答えいたします。

このコミュニティセンターにつきましては、当初の設計は昨年度、平成26年度に完了いたしておりまして、平成26年度の歳出予算で支出いたしております。今回計上させていただいております設計委託は、貯水槽、それから駐車場、駐輪場の増設に係る工事内容変更の設計委託となっております。これにつきましては、昨日の本会議で工事請負契約変更の案件を提案させていただきまして、可決いただいておりますけれども、ここで歳出予算が計上されてない状況で設計がほぼできていることについて、少し疑問に思われるかとは思いますが、このコミュニティセン

ター事業につきましては、平成27年度の当初予算において債務負担行為を設定させていただいております。債務負担行為は、債務を負担する行為の権限、つまり契約の権限までは付与されておりまして、これに基づきまして、工事内容の変更に係る設計業務を発注させていただいたところです。しかし、この業務が履行されますと、履行確認後、支出することになるんですけれども、債務負担行為には支出の権限までは付与されておりませんので、改めて歳出予算を計上させていただいた上で支出する必要がありますので、今回の補正予算を計上させていただいたものです。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 衛生害虫等駆除事業、それから動物死体収集・運搬事業、債務負担行為で3年間組まれるということですが、今まではどういう形態で行ってらっしゃったのか、また職員の方々が携わってらした部分があると思うんですけど、それが、これによってどうなっていくのかということについて教えていただきたいと思うので、お答えください。

それから、一般廃棄物収集運搬業務委託事業、これは5年間ということでしたけれども、平成26年から新しく加わったところがあったと思うんですけども、今回は5地区一斉にまた5年間ということだと思ってしまうんですけども、質問する前に仕様書等を資料請求をして、いただいているんですけども、この中で、それぞれ単価が1世帯当たりということは同じなんですけれども、月額単価が違ってるんですね。これはどういう理由なのか教えていただきたいということと、それから、以前から委託をしている第3地区までは事前研修期間という形で研修を受講することと仕様

書はなっているんですけども、新しく加わったところは研修という形ではなく、下見や人の事前打ち合わせと仕様書の中でなっていて、中身が違うのかどうか、教えていただきたいと思います。

それから、今現在、直営の職員の人数がどれぐらいいらっしゃるのか。それから、この5年間でそこが変わらないのかどうか。委託をしてるところについても、委託当初の世帯数と、現在これから委託する世帯数ですね、変わっていったるのではないのかなと思うんですけど、そこに大きく差はないのか、世帯数を教えていただきたいと思います。

それから、適正な分別ができているかということで調査をいつもされてると思うんですけど、それは今も行われていると思うんですけども、以前は資料で直営のところは非常に率が高く、直営の場合は92.90%が適正分別できていて、委託収集は78.19%という数字があったんですが、その後の質問の中で、委託のところも適正分別の数字が上がってきてますという答弁をいただいていたと思うんですけど、今どういう状況になっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、焼却灰等運搬業務委託事業ですけれども、これは今までも委託をしてきていると思うんですけども、量がどのぐらい変わってきているのか。今後5年間の見通しはどうか教えていただきたいと思います。特に、ごみの問題では茨木市とこれからいろいろと連携が進んでいくのだろうと、市はそう考えているのだろうと思うんですけども、そういう中で、この焼却灰をフェニックスへ持っていくという部分ですね、これがどうなっていくとお考えなのか、教えていただきたいと思いま

す。

それから、後期高齢者医療制度特別対策補助金、3つあるうちの、きめ細やかな相談体制のための整備ですかね。これは窓口での対応のために端末を一つふやされるということだと思えるんですけども、後期高齢者の方は、今人数がふえていると思うんですけども、どれくらいふえてるのか、窓口への人数がふえてるから端末を一つふやさなあかんということになってると思うんですけど、医療証とかは郵送で送られると思うんですね。窓口へ来られるというのは、どういう理由で多くなっているのかということですね。

あと、歯科検診の具体的な内容と数字、どれくらいの方が検診を受けられているのかということも教えていただきたいと思います。

続きまして、コミュニティセンターの実施設委託料です。

昨日の本会議でも、いろいろと議論も出てきましたけれども、前向きにこれから市民の意見を取り入れて、よりいい形で考えていってくださっているんだと受けとめておりますので、ぜひ充実したものにしていっていただきたいと思います。

また、駐車場に関しては、11台だったのが16台ということですけども、ホールの人数もたくさん入るようですし、ただ地域の方のためだけではなく、安威川以南の一つのコミュニティの施設ということで作られるという部分もあると思うんです。そういう意味では、自動車の利用も結構あるのかなと思いますので、土地はありますので、今後もまた柔軟に対応していっていただきたいと思います。これは要望としておきます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 保健福祉課のほうで債務負担行為を計上しております、衛生害虫等駆除事業及び動物死体収集・運搬事業についての今までの形態及びこれに従事しておりました職員の形態についてのお問いにお答えさせていただきます。

今までの形態としましては、平成24年度までは一部の死獣の回収のみを委託しておりました。平成25年度から全面的な死獣の回収、そして、消毒業務の委託を始めております。

平成24年度におきましては、職員としましては正職員1名、再任用職員2名で対応しておりまして、平成25年度からは正職員1名で対応しております。

平成25年度から両事業、委託を始めまして、28年度から債務負担行為ということで考えておるんですけども、委託をしている中で、お願いする委託の中身が安定してまいりました。両事業とも害虫とか死獣ということで、市民生活にダイレクトに結びついているところがありますので、安定してやることと、効率的にやっていくために、今までは単年度でやっておりましたが、今回、債務負担行為を計上させていただいた次第でございます。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私のほうから環境業務課にかかわります2回目のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の単価が地区ごとでなぜ違うかというご質問でございます。これにつきましては、1地区から5地区ありまして、世帯数が大体4,700件から5,700件の間でそれぞれ違う件数になっております。全体的にかかる人件費等につきましては、地区によっても変わらない積算になっておりまして、最後に世帯数で割り込む

という形で1世帯の単価を出させてもらっていますので、地区によって単価が違ってくるということでございます。

それと、2点目の研修ですが、委託業者に対して、仕様書では内容が変わっていたけれども、実際はどうだったのかということですが、研修の内容については、5年前と2年前と、同じ内容でやらせてもらっています。それについては、委託したときに、その業務がちゃんとできる形で説明をさせていただいているところがございます。

それと、今現在の直営の職員数ですね。委託業者のかかわりの中で今後どうなるかというご質問であったかと思えます。

今現在、非常勤職員合わせまして、約30名の収集体制でやらせていただいています。今後5年間につきましても、職員の退職等ありますけれども、足りない部分については非常勤で対応するなど考えております。この5年間については、変更せず5地区の委託業務内容としていく予定にしております。

世帯数の増減についての考え方ですが、これにつきましては、過去においても、少しずつふえているという傾向はございます。単価でやらせていただいておりますので、私どもの考え方としましては、ごみの収集に当たっては、一般廃棄物の適正な処理について継続的、安定的な実施を確保していかなければなりませんので、増減があれば、その時々で検討していかなければなりませんけれども、今現在そういう大きな増減がありませんので、5年間この金額でいけるものと考えております。

それと、適切な分別がなされているかどうかというご質問であったかと思えます。数字的なものは手元には最近っておりますけれども、仕事内容でありますとか、

いろいろな市民からのお話でありますとか、そういうお話を伺っている中では、委託業者、直営かわりなく同じような業務内容ができているということで認識しております。

○上村高義委員長 森川センター長。

○森川環境センター長 焼却灰等の量の推移、それから今後5年間の見込みについてお答えさせていただきます。

焼却量の推移につきましては、ごみの減量、それからリサイクルの推進によりまして年々減少してきておりまして、手持ちの資料では、平成9年度が年間5,514トン発生しておりましたけれども、平成24年度は、3,229トン、平成25年度が3,055トン、平成26年度が3,038トンという形で、平成9年度に比べると5割強、約半分近くに減少しております。

今後の5年間の見込みですけれども、まずはフェニックスの受け入れにつきましては、近畿2府4県の168市町村から発生する焼却灰などを受け入れている最終処分場でありますけれども、こちらのほうが、それぞれ尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖、4つの埋め立て処分場があるんですけれども、そちらの既に埋め立てが済んでいる割合が、平成27年3月末現在で、尼崎沖が97.2%、泉大津沖が93.2%、神戸沖が70.1%、大阪沖が22.5%、全体で76.4%となっております。

フェニックスの今後の見込みといたしましては、神戸沖が平成34年度に、大阪沖につきましても、平成39年度に受け入れが終了という予定になっております。その後の新たな埋め立て処分場の計画につきましては、現在のところ未定となっております。

また、処分料金のほうですけれども、フ



フェニックス事業に係る運営費が増加したこと、それから、廃棄物埋め立て護岸の使用料を港湾管理者に支払うコストを料金に転嫁する必要が生じたということなどによりまして、平成23年度までは1トン当たり5,250円であった受け入れ料金が、年々上昇しておりまして、平成27年4月からは、1トン当たり9,072円という形で、かなりの値上がりになっております。今後もさらに値上がりするものと考えております。

そういうことから、現状といたしましては、焼却灰の量につきましては、ほぼ横ばいかなと思っておるんですけども、フェニックスの受け入れ単価、ないしは今後の計画は未定ということもありますので、焼却灰のほうをいかにして減らしていくのかというのが課題であると認識しております。

あと、茨木市との広域化の関係によって焼却灰等がどうなるのかというようなお問い合わせかと思っておりますけれども、更新年度につきましては、摂津市は、平成40年度、茨木市につきましては、平成38年度と見込んでおりますので、その後のことになろうかと思っております。それよりも、先ほど申しましたフェニックスの受け入れ態勢の問題がありますので、そちらのほうは、いかにして焼却灰の量を減らしていくのかというのが課題と認識しております。

○上村高義委員長 廃棄物の収集で、委託世帯数について聞いておられて、その5地区の合計の数と直営で実施している数もしくは比率で答弁いただきたいんですけど。

豊田次長。

○豊田生活環境部次長 答弁もれがありまして申しわけありませんでした。

それぞれ、市域全体で約3万8,000件ほど考えております。地区ごとにいきますと、1地区で約5,200件、2地区で4,700件、3地区で5,200件、4地区で5,800件、5地区で5,300件ほどが委託の予定にしております。今現在と同じ割合でありまして、ざっくりした数字なんですけども、直営が3で、委託が7という割合で、これは5年後も変わらない予定で考えております。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、後期高齢者の被保険者数の状況でございます。

まず、平成20年度、後期高齢者制度が始まりました。その平成20年度末でいきますと、5,502名の被保険者の状況でしたが、平成26年度末では、7,961名と年々増加はしております。増加の伸びの状況を見ましても、制度当初では毎年200名ずつぐらいの伸びでございましたが、ここ数年500人近い人数が伸びている状況でございます。単純に500人伸びたかといいますと、やはり喪失される方もおられますので、実際、資格の移動でいきますと、喪失された方、新規で加入された方といいますと、これ以上の人数の方が窓口で対応させていただく状況になっております。やはりそういった状況で新規で加入される方におきましては、自動的に保険証をお送りはさせていただいてはおるものの、保険料が新たに後期高齢者制度として賦課させていただきますので、そういったことのお問い合わせですね。また高額療養費につきましては、一度申請いただいたら、その後は自動的に振り込まれる形にはなっておりますが、当初の申請、また限度額認定の適用ですね。そういったものとか、コルセットをつくられた場合、こ

ういったものが、やはり窓口としては被保険者数の増に伴いふえてきたということになっております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 私からは、後期高齢者の訪問歯科検診の内容について、ご説明させていただきます。

事業の内容ですが、在宅で主に臥床されている状態の方で、歯科医院への通院が困難な、おおむね60歳以上の方を対象としまして、歯科医による訪問歯科検診を実施しています。平成26年度の、この事業全体の実績は33名ですが、今回この補助金の対象となります後期高齢者の方については、23名となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 衛生害虫であるとか、動物死体の部分ですけれども、今までは正規の職員の方と再任用の方が2名いらっしゃって、平成25年度からは1名ということで、お答えいただきました。安定的にやっていけるようになったので、業務委託も3年間にというようなこととお話があったと思うですけれども、そのお一人の正規の職員の方が今後どうなっていくのかということが非常に気になります。というのも、おっしゃっておられましたように、市民の生活に直結するお仕事だと思います。特に災害時なんかには消毒の問題が出てくるわけですけれども、専門的な市の職員の方が、きちんと一人いらっしゃるということと、全く完全に丸投げをしてしまうということでは中身が大きく違うんじゃないかと。同じように業務を委託するということであつたとしても、やはり市の責任ということについて、しっかりと考えていかなくてはいけないのではないのかなと思います。そのところについて、今後の体

制と考え方を教えてください。

それから、ごみの収集運搬の委託業務ですけれども、研修が今までと変わらないということに関しては、よくわかりました。

それから、単価がどうして違うのかというのは、要するに仕事を保障するということを前提に、全体でこれぐらいというお金を決めて、それから世帯数がそれぞれの地区で違うからということなんですかね。それであるならば、大きく変わらへんかったら変動しないのかもしれないですけど、その世帯数が変わっていくごとにこの単価が5年間であっても変動するというような中身なんではないかな。仕事について保障するということは、業者にとっても大切なことだと思うんですけれども、その辺が少しわかりにくいと思うので、ごみの量なんか減っていつている傾向だとお伺いしているので、どちらを重きに置いてやってるのか、仕事量をきちっと保障するというので、それによってこの単価が5年間でも変化していくということなのか、一定これを決めた中では変わらないという内容なのかということについて、もう一回教えていただきたいなと思います。

それと、直営の職員については、5年間はずらに同じ人数でやられるということなんですけれども、やはり退職される方もその中にはあると思うんですけれども、日本共産党は直営3割、委託7割というのは委託の割合が大き過ぎると前にも主張させていただいています。やはりただ集めるというだけではなくて、ごみの収集をしていただく方々に一番私たちが求めているということは、市民に対してのそれぞれの気配り、目配り、ごみの問題だけではなくて、今、摂津市がどんな状況になつてるかというのをもしかしたら一番こう

いう方々がよくわかられているのかなど。そして、災害があったときなんかには、あそこにこんな方がいらっしゃると、高齢者ひとり暮らしの方がいらっしゃるとか、いろんなことがわかってる方だと思うんです。そこを民間にどんどん委託していくというのは、今までにも反対してきたところですし、これから先々5年間、非正規の方でその仕事を担っていただくように、だんだん比重が大きくなっていくというのは、やはり大きな問題なんではないかなど。退職をした後の補充をしないという摂津市の考え方について、そろそろ改めていかなくてはいけないのではないのかなと思います。5年間は、これ以上民間に委託を拡大しないということに関しては広がるよりはましだとは思いますが、でも非正規の方がふえるということについては、正規の方にとっては負担が重くなるということにもかかわるので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、焼却灰の問題ですけれども、茨木市との広域化は大分先だと。それよりも前に埋め立ての受け入れが閉じられてしまうことが心配だというようなお話でした。焼却灰をなるべく減らしていきたいとおっしゃってたんですけど、そういうことと、先ほど一般廃棄物収集運搬業務のところ、適正分別のチェックをやってないということですかね。しばらく手元で数字をとってないとお聞きしたんですけど、その焼却灰を減らしていきたいということは、やはり委託であっても、適正分別がしっかりできているかというチェックが必要になってくることだと思うんです。そういうところではセンター長のお答えと少し矛盾が出るというか、本当にごみをしっかり減量したいと思ってるのかどうかと

いうところです。焼却灰を減らすためには、再生できるものは再生する、もやせないごみはもやせないごみでちゃんと分けてもらうということをやせなあかんわけですけども、そこをどれだけしっかりやっているのか、もう一回ぜひお答えいただきたいと思うんです。

焼却灰のほうでは、これはもっともっと減らしていきたいというお話で、非常によくわかるんですけど、業者からすると、単価はトン当たりでしたかね。ということは、どんどん減れば、仕事がどんどん減っていくということにつながるわけですかね。そこら辺の兼ね合いはどう考えてはるのか、方向性について、市はどんなふうにして、どうしようとしているのかというのが、最近、ごみ行政の部分で見えなくなってきたところが私にありまして、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

後期高齢者のところ。窓口へいらっしゃる方も非常にふえているんだということでお伺いいたしました。よくわかります。そういう中で保険料が払えないというご相談がふえてないのかということについて教えていただきたいと思います。そういう方々にどういう対応されてるのか、ぜひお願いします。

歯科検診のほうは、在宅寝たきりの方に歯医者が訪問をされるというようなお話で、そういういい制度をやられてるんだなということがわかりました。これからもまたきめ細かな対応をぜひよろしく願います。これは要望といたします。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 今回、債務負担行為で計上しております事業について、今後の体制、考え方ということにお答えいたします。

先ほどもご説明させていただいたんですけれども、平成24年度までは正職員1名、再任用職員2名で事業を実施しております。平成25年度から死獣回収の全面委託、あと消毒のほうも委託で始めたところでございます。このときに、増永委員ご指摘のとおり全部丸投げするのではなくて、やはり1名の方に残っていただいて、業務を進めてまいりました。特に消毒する箇所というのは、長年の経験等から、その職員がよく場所を把握しているということがありまして、マニュアル化というか、毎年蚊が多いところとか、虫がたくさん出るとか、記録をきちっと残していただいて、マニュアルにさせていただくというような作業も今までやってまいりました。ただ、やはり臨時の対応とか、まだまだ1名は専任でつける必要があると考えておりますので、今後も1名の方にはついていただいて、業者とのやりとり、依頼や報告、現場について行って具体的に指示するというのもやっていただいております。これも3年間の債務負担でありますので、同じ業者がやることになりますので、例えば1年目でご案内させていただければ、2年目からは業者だけでいけるというような効率化も見越して債務負担を計上させていただいたところでございます。

まだまだ、平成25年度から全面委託をしたところでございますので、現状では1名の職員を衛生業務につけて、今後も事業を展開してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から環境業務課に係ります増永委員の3回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の単価の考え方でございます。先ほど申し上げましたように、全体数

を個々の業務量から考えまして、全体の金額を決めまして、それを世帯で割らせていただいております。ということになりますと、これがその業務の1世帯に対する金額でございます。ですから、世帯数が変わりましても、先ほど質問にありましたご心配はないかと思っております。ただ、債務負担の限度額がありますので、もし大きな変化がありましたら、それはその額の中で考えさせていただきたいと思っております。ただ、今ご質問にありました全体的な考え方の中で、業務に対してどうなのかということになりますと、このもとになります考え方は、その業務に対する積算になっておりますので、ご心配はないかと考えております。

それと、2点目の正規職員に対して、負担が今後ふえるんじゃないかという心配に対してですけれども、おっしゃられていましたように、退職は確かにこの5年間にもございます。ただ、5年間に対しましては、一定再任用で来ていただくということもありますので、変わらない状況でできるものと考えております。今後につきましては、5年過ぎて10年先、20年先になると、また状況が変わってくるかと思っておりますけれども、この5年間については、心配ないものと考えております。

それと、灰の量が減っていくというのと、ごみの減量、この辺についてどう考えているかということになりますので、これについては、私からご答弁させていただきます。

今現在、環境業務課で、資源と、もやせるごみという形での収集体制をとっております。環境センターのほうでは先ほども話がありましたように、平成40年に炉の更新があります。それにつきましては、対処していかなければならないと考えてお

ります。その点につきまして、今の状況といたしましては、もやせるごみ、もやせないごみとありますが、皆さんにご協力いただいて、もやせるごみの中には、生ごみとかそういう比率がかなり高くなっております。そういった結果、炉ではもやせるんですけども、逆に燃やしにくいという状況になっているのが現実でございます。今後につきましては、炉が延命できるような形での、もやせるごみ、もやせないごみ、この辺のあり方について考えていかなければならないと考えております。結局、燃やしにくいごみになりますと、やはり非効率的なことになりまして、燃え残りが出てくるとか、そういった形の中で灰がふえるという一因にもなっているかと思っております。完全に燃やし切れるような形での運用に今後していかなければならないと考えておりますので、どう集めるかということと、どう燃やしていくんだと、この辺について、今後、私どもの一つの課題と考えておりますので、検討して、また答えを出していきたいと考えております。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、後期高齢者に係ります保険料の納付についてのご相談がふえているのではないかと、ご質問でございます。

被保険者数の増加に伴いまして、確かに保険料について窓口に来られる方はふえてはおります。ただ、中身としましては、支払いが困難な方もおられますが、どちらかといいますと納付相談、支払い方法ですね。やはり後期高齢の方になりますと、国保から後期に移られることによって、年金特徴になっていたのが、年金特徴でなくなってしまったとか、そういった納付について、どういう形で支払ったらいいか、ま

た逆にそれまで普通徴収であったものが、特別徴収になると、そういったことで、年金から引かれているけど、どうなっているのかなど、そういった類の相談が保険料については多いかと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 動物の分とか、それから、衛生害虫の分ですね。正規の職員の方が今後残っていただけるというお話だったので、ほっとしたところです。やはり業務の対応ということでは、もちろん委託される場所は専門家なので、しっかりとさせていただけるとは思うんですけども、やはり災害があったときとか、いろんな場合がありますので、市民に対してこういう衛生部門でどう市が責任をきちっと持っていくのかということでは、ただ業務だけを投げるということではなくて、しっかりと市民の中でこの問題について、今後、摂津市がどういう形をとっていくのかということについて、考える人が必要だと私は思っておりますので、ぜひ業者が仕事になれるまでということではなくて、責任を持って仕事を考えていただける人が摂津市の中に一人いらっしゃるということについては、これからも堅持をしていっていただけたらと思います。これは要望としておきます。

それから、ごみの問題ですけど、今お話を聞いても、まだやっぱりわかりにくいというか、生ごみの割合がふえているということは、分別をよくしていただいている結果ということかと思うんですけども、それが反対に炉にとってよくない状況になっているというお話というのは、非常に矛盾もあってわかりにくいと思うんですけど、今後の課題ということで、おっしゃっているのも、またしっかりと私たちも考え

ていきたいと思ひますし、摂津市の方向性というのを理念を持って出していただきたいなと思ひます。ただ、摂津市がとか、炉の延命とかということだけではなくて、やはり地球環境としてどうなのかという大きな視点というのもしっかり持っていて、考えていっていただきたいなと思ひます。そういう部分にもかかわってくると思ひますけど、やはり非正規の方の割合がふえていくということについては、ごみ行政について、摂津市が持っている責任がだんだんと果たしにくくなっていくのではないかと。再任用の方も頑張っていたかと思ひます。5年間は安心ですとおっしゃってくださったのは非常に心強いですけれども、じゃあその先どうなるのかということでは、その方々がいらっしやらなくなると、次の世代も育てていけないわけですよ。どんどんと業務が民間へ民間へということで、拡大している中で、しっかりと市が持っている責任というのが、私は果たしにくくなっていくのではないのかなと思ひます。ですから、今回の債務負担行為は民間への拡大をするものではないですけれども、市がこのごみ行政について、どういうポリシーを持って、どういう考え方でやっていくのかということ、これを摂津市民にしっかりと示せるように、正規の方をしっかりとふやしていただいて、頑張っていたかと思ひます。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 今回の一般会計補正予算は、全般的に言えば、人事異動による補正が主だろうと思ひます。その中でも民生の所管分ということで、先ほども増永委員から債務負担行為について

とか、いろいろご質問がありました。

その中で、この衛生害虫とか動物死体の収集関係ですね。この3年間で債務負担行為を組んでいきますということですが、それぞれの年ごと、例えば1年間これだけのボリュームが出るから、1年間こういう形の金額で委託をします。3か年の契約をしますということだと思ひますが、件数の増減があれば、その中で金額がどう動くのかということをお尋ねしたいと思ひます。

もう1点、この衛生害虫の件で市民の方からいろいろと要望と申しますか、ご相談と申しますか、ふえているのが、先ほどもありましたけど、ハチの件です。スズメバチということであったかと思ひますが、そのほかのアシナガバチとか、いろいろとハチの巣ができてるといふようなことで、ご相談もいただいております。しかしながら、これから独居の方がふえてくるとか、高齢的なこともあって、何とか行政のほうで対応をしていただくような、少し幅を広げてもらえないかというお話もあつたので、どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

もう1点は、債務負担行為で一般廃棄物収集運搬業務委託事業の件でございます。

先ほども、1世帯当たりのこととか、5地区のこととか、いろいろとお話もあつたかと思ひますが、例えば大きな開発というのがあれば、この債務負担行為の中でどう対応されるのかということと、それから、例えば千里丘新町ですね。今度どうなっていくのかということも含めて、この5年間の中に入っているんだろうなと思ひますが、その辺の考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 保健福祉課にかか

わります債務負担行為、衛生害虫等駆除事業についての件数等をどういふふうな積算で債務負担行為を組んだかということでございますが、先ほども増永委員からのご質問の中でお答えさせていただいたんですけれども、平成25年から全面的な委託を始めてございます。今回、債務負担行為を計上するに当たりましては、消毒業務については年間80日、それとあと、アシナガバチの駆除等については10件、スズメバチの駆除等については15件、ミツバチの駆除等については3件、これを単価契約で計上させていただいて、債務負担行為の金額は積算させていただいたところでございます。

それと近年ですね、ハチの駆除について、ハチの発生がふえていて、市民の要望の対応についてということでございますが、保健福祉課でハチ駆除の実施要綱というのを設けておりまして、満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方からハチ駆除の依頼がありましたら行かせていただく。もう1点は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、あと精神保健及び精神障害福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の1級、2級をお持ちの方につきましては、こちらのほうで行かせていただくという形にさせていただいております。

それともう1点、スズメバチにつきましては、非常に危険なハチでございますので、スズメバチが巣をつくってるところがあれば、こちらから行かせていただくということで、要綱で定めておるところでございます。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から、村上委員の1回目のご質問に対してご答

弁申し上げます。

大きな開発、特に今後見込まれる千里丘新町について、どう考えているかということであったかと思えます。こういった千里丘新町みたいな大きな開発になりますと、転入者がかなり多いと考えております。そういった場合、どうしても摂津市の分別方法についてなかなか理解されていないということがございますので、ここまで大きな開発になりますと、まずは私ども直営の人間が入りまして、分別方法なりきちっとご説明する中で進めていって、ちゃんとできるようになった時点で、千里丘新町については5年後、この債務負担が終わった後に、委託に回すなり直営でするなり、考えていきたいと思っております。今回の中では、直営でやっていきたいと考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほど、衛生駆除の件ですね。満65歳以上の方には行ってるということでありまして、スズメバチの駆除ですが、そのほかのハチ関係ですね。どうしても高齢者の方は処理ができないということもあって、ハチが出てきたら、市販の害虫駆除のスプレーというんですかね、それに対応してくださいというのが時々あるんですが、それも含めて、また委託の中でできるような形で、検討をお願いしたいと思います。これは一つの要望としてお願いをしたいと思います。

廃棄物収集の件ですね。この千里丘新町は、平成32年までは直営でいくということでありましたけれども、それが今の職員の体制でいけるのかという懸念もあります。これが2年後ぐらいになるかと思うんですが、そのときに、直営の部分で本当に対応できると考えておられるのか、その辺をどうとらえておられるのか、もし考えがあ

ったらご答弁をお願いしたいと思います。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 今回の千里丘新町に関しましては、マンションが建つということで、ごみ集積場に集めていただけるということですので、件数がふえても、戸別に回るよりは極端に業務がふえるということでは考えておりません。そういった中で、現状の職員で対応していけるものかと考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 要望という形になるかと思うんですが、新しい千里丘新町のところですか。市内の方の移動であれば、分別のやり方も知っておられるかと思うんですが、市外の方からすれば、ここまで摂津市やってるねんなどということ、いろいろ戸惑うということですか。そのような声も時々聞くこともありますので、そういう意味では、マンションということで収集箇所が1か所なり、2か所なりということで、世帯が50であろうが、100世帯であろうが、収集箇所は少ないだろうと思うんですが、その中で、どう分別をしっかりとっていただけるかというところの周知とか、それがこれから必要になってくるんだろうと思いますので、またしっかりと今の職員体制の中で、今の摂津市の分別の中身を、極力知っていただくということで、周知または徹底をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 それでは、債務負担行為の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど増永委員、村上委員も質問されていましたが、衛生害虫等駆除事業で

すが、単年度から3年の債務負担ということでもあります。単年度の場合、どの程度の金額であって、今回は、3年間になっていますけれども、それを単純に3で割れば1年間の金額が出てこようかと思うんですけれども、どういう差が生じているのか。教えていただけたらと思います。

動物死体収集・運搬事業も同じく単年度であったということで、それが3年の債務負担と1年間で計算するのと、その差を教えてくださいましたらと思います。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業ですけれども、これも1年間で計算したときの計算です。幾らになるのか。今回、単純に5で割れば出てくるんですけれども、金額の差が同じであるのか。違うのか。教えてくださいましたらと思います。

同じく焼却灰等運搬業務委託事業も同じく1年間あたりで考えると、どの程度の金額になるのか。教えてくださいましたらと思います。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 債務負担につきまして、保健福祉課にかかわる限度額の設定ということでございますけれども、この部分につきましては、平成25年度、平成26年度やっている中で、実績等がありますので、実績に合わせた金額を債務負担行為の額では、3年間計上させていただいております。

今後、継続して行われるというメリット、あとは業者も設備投資等を考えてやっていただけることがあるかと思っておりますので、一定の財政的な効果も、そこで出てくるのではないかと考えております。現状では、実績で予算計上をさせていただいております。

○上村高義委員長 豊田次長。



○豊田生活環境部次長 それでは、私から森西委員の1回目のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

一般廃棄物収集運搬業務につきましても、焼却灰等運搬業務につきましても両方も設計で組んで、金額を設定させてもらっています。前回についても同様でございますが、そのもとになる数字といたしますのが、国土交通省の公共工事設計労務単価を使用させていただいています。

それにつきましては、主に積算にかかわってきますのが、運転手の分で、これが15%ほどの伸び率になっています。15%ほど労務単価がふえていると。それと作業員につきましては、29%ほど伸びていると、その中で設計を組まさせていただいているという状況でございます。そういったことで、今回につきましては、その部分が伸びてくるということで、ご理解願いたいと思います。

○上村高義委員長 森川センター長。

○森川環境センター長 焼却灰等運搬業務委託事業の債務負担行為の設定ですけれども、先ほど、次長から申しましたように、設計を組んで債務負担行為の限度額を計上しております。

前回につきましては、税込みですけれども、トン当たり3,000円で1年間見込みとしまして3,500トン、その5年ということで5,250万円という限度額を設定しております。今回につきましては、トン当たり税抜きですけれども2,913円、それで年間3,300トンを見込んでおまして、その5年ということで5,268万2,000円を限度額として計上しております。

○上村高義委員長 債務負担の単年度の数字と、前年度の分もということで聞いて

たと思うんですけども、その数字が出てないんですけどね。

丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 済みません、単年度の数字等をご説明させていただきたいと思います。

今回、債務負担で上げさせていただいた金額につきましては、害虫等駆除業務の委託契約積算の単価につきましては、害虫の駆除等については4時間以内で作業がある場合は、3万5,000円、これを3日間、あと害虫及びネズミの駆除等、これは1日かかったときは、1日5万円ということで80日間、アシナガバチの駆除等につきましては、10件見ておまして、単価が1万円、そして、スズメバチの駆除等につきましては、想定件数が15件で、1回3万円、ミツバチの駆除等については3件で、1回の単価が3万円と積算させていただきまして、あと消費税8%かけた金額が512万4,600円という形で積算させていただきました。

なお、平成29年度、平成30年度につきましては、消費税分10%で積算していますので、その金額で、今回債務負担行為を計上させていただいているところでございます。

動物死体の運搬業務につきましては、今までの実績等々を加味して、積算させていただきました。これは平日と土日の積算単価は違うんですけども、平日の単価が1万1,000円、土日については、1万2,000円ということで、あと諸経費が入ってきます。先ほど申した消毒とか、いろいろ入りますので、その分が7万円ということで、その分12か月分をかけまして、平日につきましては、日数が243日、あと土日祝については120日、計363日で

計算させていただきまして534万9,240円を、平成28年度、これは消費税8%で計算させていただきました。平成29年度、平成30年度につきましては、先ほどの単価の積算に従いまして、消費税を10%にした金額で、今回債務負担行為を計上させていただいております。

○上村高義委員長 豊田次長。

○豊田生活環境部次長 それでは、私から廃棄物の年度ごとの単価について、ご説明させていただきたいと思っております。

平成23年度、始めさせていただいた当初の決算額ですけれども、1億418万8,923円という額になっております。

平成26年度で5地区に拡大した時点、これで1億8,737万1,931円と、それが比べるもとなる数字になるかと思っております。これは5地区合わせた合計になっております。それで予定として、平成28年度の債務負担額につきましては、もやせるごみ、もやせないごみの合計額につきましては、平成28年度単年度の5地区といたしまして、2億1,223万8,792円でさせていただいております。平成29年、平成30年、平成31年、平成32年、これにつきましては、ある一定、消費税などを加味しながら、金額を決めさせていただいております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしましたら、衛生害虫等駆除事業ですけれども、金額についてはわかりました。先ほど村上委員もハチの件、質問されましたけれども、私も同じく障害者の方と65歳以上の高齢者の方の要請があれば、スズメバチ以外のハチも駆除をしていただけるということでもありますけれども、お若い方といいますか。その中の対象になっていない方からの要請があれ

ば、それはその方に処理をしてくださいということになるわけです。そうなりますと、民間の業者に依頼をするか。民間の業者に依頼をすると高額な料金になってくるので、依頼先が多くは自治会になってくるわけです。自治会になってきて、自治会が駆除をするということが現実なんです。ハチですから、どこに巣をつくっているかというところ、2階、3階、屋根の真下というところ、そういうところで巣をつくっているわけですから、高いはしごを伸ばして、自治会の役員が駆除をしているというのが現状なんです。そういうふうなことでいうと、例えば危険な部分もありますし、やっぱりその辺を何とか、市民の方がけがをすることがないように、その点は内部で検討をさせていただいて、現実はそうであるということがありますので、その点を十分に知っていただいて、検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、次、動物死体収集・運搬事業ですけれども、当然、公道での死体処理ということでもありますけれども、私も何度かあるんですけれども、民間の例えば駐車場とかというところがあるんです。そしたら、どこに依頼をということになってくるんでしょうか。だから、依頼先がなかなかわからないとか、見つからない。ということがあって、今まであったのが、長期の連休とか、休みの日に、そういう死体が民地のところで発生すると。そうすると、そのままの状態ですっとほったらかしにするのかということ、やっぱりそういうこともできないので、その点も市民の方は困られている部分がありますので、そういうところがあるということで、内部で検討をさせていただきたいと思っておりますので、対応・対策をお願いいたします。

それと一般廃棄物収集運搬業務委託事業ですけれども、伸び率があるということでお聞きをしました。以前のことで、私もうろ覚えの部分もありますけれども、当時、豊中市の入札の金額を参考にしたということだったと思うんです。豊中市は低金額で落札されていて、その金額を参考にしたということであったと思うんですけれども、事業所からその金額ではなかなかと厳しいという意見があったとは思っています。私は、もし事業するのであれば、損益分岐はどこであるのかというようなことは役所として判断をしながら、金額設定をしていくべきではないかということ述べさせてもらっていたんです。

今回、国土交通省の労務単価とか、全体の伸び率は高くなっていますけれども、その点、金額だけではなくて、実際に仕事ができるという適正な金額で設定をしていかなければならないと思いますので、これ以上は言いませんけれども、その点は注意をしていただいて、債務負担行為をするという段階での金額は、十分に適正金額となるように。これは一般廃棄物、焼却灰だけではなく、全てに関してそうですけれども、事業者が仕事ができる、マイナスにならないような金額の設定を役所が判断して、研究・勉強をして、適正金額になるように、十分に努めていただきたいと思います。焼却灰の件も、同じことが言えると思いますので、今後お願いをしたいと思いません。

以上で質問を終わりたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

ます。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時22分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 国民健康保険特別会計補正予算について、質問をいたします。

今回、平成26年度の決算額も確定したということで、補正ということだと思えますけれども、平成26年度は本会議で日本共産党は反対討論もいたしましたけれども、9,000万円の値上げを市民に負担をさせたにもかかわらず、単年度で3億円の黒字となり、累積赤字4億円あったものが、一挙に1億円に減っていったという経過があります。しかも、摂津市は、平成27年度にも値上げをしています。6月の補正で値上げ幅については抑えたと思えますけれども、やはり今まで6年間ずっと国保の料率を上げずに頑張ってきたにもかかわらず、連続値上げを今回されたということは、非常に大きなことだと思っております。

しかも、これから先の見通しについても、保険料を上げることが特別調整交付金であるとか、そういうところで摂津市の保険財政にとってプラスになるんだというようなご答弁もあったかと思えますけれども、市民に負担を押しつけながら摂津市の繰入金を減らしたりとか、累積の赤字を減らしたりとかということは、非常に問題があると思っております。

私は、ずっと質問もしてきましたように、摂津市は、今どんどんと値上げをしていま

すけれども、他市では保険料の引き下げと  
いうことをやっているところも多くなっ  
てきています。摂津市はもとが低いから上  
げても、他市が下げても、それは差が縮ま  
っているんだというご答弁も、今までもあ  
ったかと思うんですけれども、一人ひとり  
の市民にとって、今、保険料負担が非常に  
大きいということは、摂津市の中でも、そ  
れはそうなんです。それを今、国も府も国  
保財政をしっかりと安定させるような方  
向ではしておりませんが、それでも  
消費税の対策ということで、一部お金を入  
れて保険料を引き下げのために、加入者の  
負担を軽くするためという名目で、財源  
を充てているにもかかわらず、摂津市では  
連続の値上げが行われると。平成28年度  
の見通しについては、これから立ててい  
かれると思うんですけれども、さらに値上  
げを続けていかれるのかどうかについて、ご  
答弁いただきたいと思えます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 保険料につきましては、平成21年度から平成25年度まで5年間据え置きさせていただいておったところでございます。

しかしながら、これも何遍も申しておりますが、後期高齢者支援金や介護納付金です。そういった部分の伸びに対応するためには、保険料を改定せざるを得ない状況となっております。その間、さまざまな医療費の適正化の努力もしてまいりました。そういった部分につきましては、できるだけ保険料を抑制する形で反映はさせていただいております。平成27年度、平成26年度につきましても料率改定はいたしておりますが、平成26年度は支援分、介護分の部分を上げさせていただいて、医療分については、保険料を引き下げさせてい

ただいたところでございます。

今後、平成28年度以降の状況でございますが、やはり支援分、介護分につきましては、やはり一定の伸びを抑えることは、市としても、なかなか手の届かないところにはなっておりますので、ここについては一定の保険料の改定は必要になってくるかとは思っております。細かい数字につきましては、年末、また国から示されますので、そういった状況を見た上での判断とはなっておりませんが、医療分については、今年度補正もさせていただいておりますが、国の法定の繰り入れがふえてきております。やはりこういった部分を活用しながら、法定外も、シフトしていく形で減らさせていただく。そういった部分で料率をどのように設定していくか、考えていきたいと思っております。

値上げありきではございません。収納率が下がることによって、国保財政がダメージを受けることもございますので、そういった部分も見ながら保険料をどのように設定していくべきか考えていきたいと思えます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険料を据え置きしてきたという努力については、非常に私たちも評価をしているところです。

けれども、介護保険料だとか、支援分だとか伸びてきたから上げざるを得ないんだというお話でしたけれども、4億円の累積赤字は、この間、ずっと変わらずにきてたわけです。市にとって負担が少しふえたというのは、1回法定外繰入を1億円入れていただいた、そこは確かに市がかぶっていたのだと思っております。それ以外は法定外繰入もずっと同じぐらいの金額で

すし、累積赤字も変わらないということでは、大きく見れば、市民の負担もそんなに変わらなかったけれども、市の負担もそんなに変わらずにきたわけです。ところが今回、値上げをした、市民は負担をした、市はどうだったのかといえば、さっきも言いましたように、単年度で3億円の黒字を出した。それによって累積赤字は1億円に減ってしまったわけです。細かい介護分がどう、支援分がどうとおっしゃいますけど、市民はその一つ一つを見て、ここは下がったとか、ここは上がったとかいうてるわけではありません。やっぱり保険料全体として引き上がるのか、下がるのか。ここが一番大事なところなんです。

全体として、保険料負担を軽減すべきだということで、国からの法定繰入とかもふえているわけじゃないですか。今までやったら、そういう軽減世帯に入らなかったところが、法定軽減の枠を広げたことによって入っているわけです。

ところが摂津市が値上げをしたことで、せっかく今まで法定軽減の枠に入らへんかったけど、今回入ったという方々まで値上げになった人たちが出てきたわけじゃないですか。これは国がやろうとしている流れと大きく反することだと思うんです。法定繰入が、国からふえてきているから、摂津市の法定外繰入を減らすというのは、これはもう明らかに間違っていると思います。やはり法定繰入がふえるということは、それだけ加入者の負担を減らすという方向に動いていただかないと、摂津市の方々は消費税は上がるわ、保険料は上がるわということになっていくわけじゃないですか。ぜひ、このところは、今までの繰入をしっかり守っていただいて、値上げをしないで頑張っていただきたいと思

ます。法定の繰入がふえている意義ということについて、ぜひご答弁いただきたいと思います。

それと、摂津市の姿勢、もう一度、改めてご答弁ください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、法定繰入がふえているという意義の部分でございます。今年度、平成27年度保険基盤安定制度の保険者支援分というのが拡充となりました。ここにつきましては、やはり国においても法定外の繰入が多数行われているといった部分の解消を見据えて拡充されている部分でもあります。例えば、二つに分かれますが、これまでやはり法定外繰入をせずに、保険料を設定されていたという市町村においては、当然ながら法定の繰入がふえることによって、保険料が抑制可能となってきます。

ただ、法定外繰入を行ってきた市町村においては、やはり法定の繰入を活用して、法定外繰入をあるべき姿に戻していくというような形で、平成30年度に都道府県化というのが、もう見えてきておりますので、やはりそういった部分では、しっかりと国保財政健全化に向けた形で運営はしていかないといけないと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険者の基盤安定という部分というのは、ただ法定外の繰入をしていたところが、法定外の繰入を引き上げるために入れたと、国は説明していますか。そうではないと思います。やはり加入者の負担を減らすということについて、国は言っていると思うんです。

その前に、先ほども言いましたように、法定軽減の枠を広げるということも、保険者のためということではなくて、加入者の

負担を減らすという、そういう趣旨でした。やっぱり摂津市の今やっているやり方はその趣旨に合っていないと。そこを私は申し上げているんです。

自治体の国保の財政というのは、いろいろありますけれども、法定外の繰入というのは、大阪府下ではかなりのところが法定外繰入をやっていると思うんです。そして他市が、摂津市がやっているように法定外の繰入を減らすためだけに、これを使って保険料を引き下げているのかといえ、そんなことはありません。法定外の繰入を入れているところでも、国保料引き下げのために、このお金を使っているところもあるわけです。ここでやりとりをしても、また同じような内容になると思うので、もうこれ以上は言いませんけれども、もう国保の保険料というのは、非常に高過ぎて、本当に負担が大きくなっているの、摂津市はこれ以上、保険料を引き上げることをやめていただきたい。

そして、これから先に都道府県化ということが言われています。その中でも最初は都道府県化になれば、統一保険料なんだから、そこを目指して、今から少しずつ低い保険料のところは引き上げていくみたいな話がありましたけれども、これについても都道府県化になっても、その保険料を決めるのは、市町村であるということは、もうはっきりしたわけですから、摂津市が頑張ってくれはったら、これから先々も、摂津市の国保加入者は負担が大きくふえずにいけるわけです。財源がないわけではありません。摂津市はしっかりと財源を持ってはるわけですから、やはり市民のために、ここは頑張るって値上げをせずに、法定外の繰入もしっかり行って、国保の加入者、市民を守っていただきたいと思いま

す。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 先ほども一般会計からの繰入という話もありましたけれども、それはふえればふえるほど、特別会計としてはありがたいなということですが、一般会計からすれば、また相反するようなところもあります。私もいろいろとご相談の中で、保険料がここ2年ほどずっと上がってきていると。今の社会状況の中で、本当に厳しいというお話を聞くことがふえてきたという現状もございます。

そういう中ではあるんですけども、法定外の繰入というのが、本来であれば、保険料軽減なりに役立っていけばいいのかなと思うんですが、数字上から見れば、少し言葉悪いですけども、未収納の分の穴埋めみたいな形になってきているのかなと思いますので、そういう意味では収納率を上げていくことが、保険料軽減に役立ってくるのかなと思うので、収納率を高めていくということが、大切なことなんだろうと思うので、その点も、またこれからしっかりと目を向けて取り組んでいただきたいと思いますし、今回の補正は雑入の減ということがありますけども、これも次年度の絡みとか、いろいろとあると思いますので、その辺は先ほど言いました収納率を高めていただくとということが、法定外の繰入を減らすことの役に立つと思いますか、しっかりと取り組んでいただければと要望したいと思います。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

続きますして、議案第69号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第68号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第77号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 マイナンバーの導入に伴う印鑑登録証明書のコンビニ交付の条例だと思いますが、この前に、通知カードが送られていると思います。摂津市でも届いたという方もあれば、まだだというような方も聞いております。今、全国的に通知カードはどのぐらいの状況で届いているのか。摂津市については、大体いつぐらいまでに1回目の配送が終わるのかという

ことについて、お聞かせいただきたいんです。

コンビニ交付をしようと思えば、今度は通知カードから個人番号カード、ICチップ入りのプラスチックのカード、顔写真が入ったやつだと思うんですけれども、これを交付して、初めて使えると思うんですけれども、個人番号カードがいつぐらいから摂津市では皆さんに交付ができる状況になるのかということについて、教えていただきたい。

それから、今、相談窓口を設けておられると思うんですけど、マイナンバーに関して、どのような相談が来ているのかということについて、教えていただきたい。苦情なんかもあるかもしれませんが、中身を教えていただきたいなと思います。

それと、あと全国では配送したけれども届かないで、各自治体に戻ってきているというのがあると思うんです。摂津市ももう戻ってきている分とかあるんですか。今までの全国の状況と、それから摂津市でもありましたら、それについても教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、まず通知カードの郵送の状況でございます。全国の状況はわかりませんが、摂津市では11月24日から配達が始まりましたして、郵便局によりますと、12月9日までに配達を完了するというところでございます。公式的には12月12日ということになっておりますけれども、内部的には12月9日で完了を頑張りたいということでございます。

続きますして、個人番号カードの交付の時期でございますが、通知カードが、全国に比べまして摂津市は1か月おくれとなっ

ております。通知カードと一緒に申請書が入っておりますので、すぐに申請しても早い地域に比べますと1か月おくれの申請になります。ですから、国としましては、個人番号カードを1月から交付開始と言っておりますけれども、恐らく摂津市でも1月には間に合わないかなと想像しております。国から通知はございませんけれども、1月の交付は難しいかなというところがございます。

続きまして、窓口での相談内容でございますが、当初一番多かったのは、いつ配達されるのかというご連絡が一番多くございます。配達されますと、どうしても高齢の方が、内容がわからない、教えてほしいという問い合わせ、来庁してのそういったご相談がふえてきております。

それから、続きまして、通知カードの返戻の数ということでございますけれども、これにつきましては、全国の状況はつかんでおりませんが、本市につきましては、まず最初の郵便局に通知カードが到達しまして、郵便局が訪問するまでもなく宛所がないと判断しているのが、603件ありました。それ以外に不在の方が郵便局に取りに行かなかった場合、それから再配達依頼がなかった場合、それが郵便局に一週間保管されまして、市に返ってくるんですけども、最初に市に返ってきたのが、昨日でございます。昨日の分につきましては277件、きょうが約300件ということで、最初の約600件と合わせまして、約1,200件となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 宛所がわからないところが603件、戻ってきた郵便物を取りに来なかったとか、もう再配達要らないという拒否です。そういうのを合わせて、昨日

が277件で、きょうが300件ということですか。この数はもっとこれからふえていくんだろうと思うんですけども、本当に市民の手元に通知カードそのものが、まず手渡らないというような状況がある。今、ご相談の中でも配達されたんだけど、これは何かわからないと、どういうことかというお問い合わせがたくさんあると、国民の中にマイナンバー制度というのは、本当に理解が得られていない制度だと、私たちは思うわけです。この間、詐欺であるとか、それから配達を間違えて、違う人に出してしまった。渡してしまったとか。自治体で、住民票に番号をつけずに出さないといけないのに、住民票の中に番号をつけて渡してしまったとか。さまざまな事故、事件も起きているところです。摂津市の中で、今そういう問題が起きてないのかどうかということも、詐欺とか、そういうのも含めて、教えていただきたいなと思います。

郵便局は、頑張って9日までにやるというようなお話でしたが、若い10代の郵便局の男性配達員が、ニュースでは11月に報道されていますけれども、簡易書留ですから、もう全部手渡しできちっとサインをもらって渡さないといけないにもかかわらず、サインを自分で勝手にしてしまって、郵便受けに入れたというようなことが、実際にありました。テレビのニュースなんかでもやっていたと思うんですけども、本当にやってはいけないことだということで、高市大臣も会見していましたけれども、でも、ほかの数字を出しているところを見てみますと、最初の10月5日に80通、若い方が持たされているんです。80通といたら8時間でやろうと思ったら、一通当たり6分です。6分で対面して印鑑押して、それを御飯も食わずにずっとやっても



8時間以上かかるという数字で、15分だと、彼が配達した24通でも8時間を超えてしまうわけです。残りの三十何通を自分で手書きでして、もう入れちゃったということだと思ふんですけど、非常に無理のあることを、国が今やらせているんだと思います。

こういう中で、個人番号カードに関して、交付申請が任意であるということについて、先ほどの相談をかけてこられた。これは何やというようなお話のときに、ちゃんとしていただいているのかどうか。これは以前に、私も質問させていただいたんですけど、あくまで個人番号カードの申請というのは任意ですから、ご本人の判断でされる、されないということを決めていただくということが、しっかりと自治体として説明していただいているのかどうかということと1点、先ほど事件・事故がありますかというのと合わせて、これも教えていただきたいと思ふます。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 まず、摂津市内における事故、それから事件でございますけれども、今のところ郵便局から配達に関する事故等は聞いておりません。

それから、詐欺等の事件についても報告は受けておりません。

続きまして、窓口における市民からの相談に対して、任意であるという説明でございますけれども、それはもちろん任意であると説明はさせてもらっています。

特に、高齢の方でしたら、どうしてもカードをつくらなければいけないのかなという思いがある方もいるみたいですので、それもちょうと必要な方だけ申請してもらって、要らない場合は申請は要らないという説明はさせてもらっています。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 摂津市では、今のところは事件・事故はないということですが、今後についても、ぜひ対応をしっかりとさせていただきたいと思ふます。

それと、窓口の相談に対して、任意であるということ、ちゃんと説明していますというお話を聞いて、ほっとしたんですけども、これからも今の電話相談だけではなく、高齢者の方と障害のある方だけではなく、しっかりと任意であるということについて説明をしていただきたい。非常に不安を持っておられて、何回もマイナンバー制度ってどういうものなのか、個人番号カードというのはつくらないとあかんのかとか、たくさんの方から質問を受けています。皆さんにとっては、非常に不安のある制度です。これからいろいろな問題点がどんどんと明らかになってくるだろうと思ふんですけども、コンビニ交付についても、私はこういうことを、早々にやるべきではないと思ふています。便利と言われますけれども、住民票をとるということで、そんなに1年間に何回もあるわけはありませんし、それよりもカードを置き忘れたり、紛失したり、それから扱い方がわからなかったらコンビニの店員に、これどうしたらいいのと聞いてしまうという場面も出てくるわけです。番号はそれでわかってしまうということにもつながるわけですし、個人番号カードのことについては、非常に慎重になるべきだと思ふています。

また、マイナンバー制度そのものについても、今上がっている市民の皆さんの不安の声ですね。苦情も来てるかもしれません。これから出てくるかもしれません。そういうことについても、自治体からも国に向け

て、しっかりと声を上げていていただきたい。マイナンバーカードについては、私たちは廃止すべきだと考えております。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 印鑑登録証明書のコンビニ交付の件です。マイナンバーカードを持つ、持たないにかかわらず、既存の印鑑登録証というのはどうなるのかお聞きしたいのと。

先ほどコンビニのこともお話もございましたけども、やはり取り扱い方がわからない場合、コンビニの方にお聞きするということになるので、その辺の情報の取り扱いが、コンビニと何かそういうやりとりがあったのか。それもお尋ねをしたいと思えます。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、まず印鑑登録証の今後の取り扱いでございます。

今回のコンビニ交付では、個人番号カードが必要になってまいりますけども、従来どおり通常の窓口交付の場合は、印鑑登録証が必要になってまいります。個人番号カードには、市の独自利用として、印鑑登録証を一元化できる仕組みがございますけれども、今のところの市のほうでは、そのようには考えておりません。

それから、コンビニでの取り扱いということでございますが、特に、市とコンビニとは直接、契約とかはしておらず、コンビニ交付サービスを運営します、地方公共団体情報システム機構、J-LISとコンビニが契約をしております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 既存の印鑑登録証と、新しい個人番号カードの両方を持つという

方もおられるかと思っておりますので、その辺は、また一緒になるようにとか、それは検討していただければなと思えます。

ただ、コンビニとの話は、J-LISとのやりとりということになるかと思えますので、その辺、また契約の中身、情報の流出といったら怒られますけども、そういうことがないように、今後、またしっかりと目を向けていていただきたいをお願いをして、私の質問を終わりたいと思えます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 印鑑登録証明書の件を、村上委員も質問されましたけども、今、市民サービスコーナーで、印鑑登録証明書等をとれる状況になっておりますけども、今後、マイナンバーが郵送で送られてきて、どういう登録をされて、どれだけの方が持たれるかというところがあると思えますけれども、今後、市民サービスコーナーをどう考えていこうとしているのか。それを併用という形で考えていくのか。今、多くの方が印鑑登録のカードを持たれておられます。恐らく個人番号カードよりも印鑑登録のカードのほうが多く所有しているか、もしくは同じぐらいの数ということになるかと思うんですけども、今後どう考えていくのか。

それと、あと住基カードですけれども、住基カードを、これは今後どうなっていくのか。また、それはどういう処理をされていくのか。お聞きしたいと思えます。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、まず1点目、市民サービスコーナーの取り扱いでございます。コンビニ交付サービスが来年2月1日から実施するというところでございますので、今のところサービスコーナーにつ

きましては、第5次行革で上げさせてもらっていますけれども、目標としましては、平成28年度末の閉鎖ということで考えております。

今後、個人番号カードの普及率を見ながら、その辺を準備してまいりたいと思っております。

続きまして、住基カードでございますが、住基カードにつきましては、ことしの末で、新規の交付、それから再交付のほうは終了します。有効期限内の住基カードは、そのまま有効期限まで使用できるという形になります。個人番号カードを取得されますと、住基カードは返還という形になります。だから、個人番号カードと住基カードを併用しては持てないという形になります。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 ご答弁いただいて、必ずマイナンバーカードを交付するときには、住基カードは持っておられる方であれば、それは返還していただいて発行するという事です。だから、それは担当のほうでというか、窓口で住基カードを持っておられるから、住基カードを返還してくださいと、それを返還しないとマイナンバーのカードは交付しませんよという徹底はできるということですね。

市民サービスコーナーですけれども、平成28年度末というふうなことでありますけれども、マイナンバーカードの普及がどの程度かということを見ながらということでもありますけれども、普及状況によっては、第5次行革の中で廃止ということを出されてますけれども、市民サービスコーナーをそのまま引き続いてということもあると考えていいということでしょうか。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 最初の住基カードの件

でございますけれども、個人番号カードを申請されまして、カードの準備ができれば、市から個人番号カードの準備ができましたので、市役所に取りに来てくださいという通知のはがきを郵送しますけれども、その中に住基カードをお持ちの方は持ってきてくださいという案内が入っておりますので、交付の際は、そのはがきと住基カードをお持ちで交換という形になります。

それから、サービスコーナーの件でございます。それにつきましては、行革で平成28年度末閉鎖ということで考えております。普及率を見ながらと、先ほど申しましたけれども、最初の目標では、平成28年度末の閉鎖と今は考えておまして、その後、延ばすかというのは、今のところ検討中ということでございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 多くは言いませんけれども、先ほど増永委員も質問されましたけれども、犯罪等もありますから、そういうふうなことも避けれるような、円滑にカードの交付ができますように、また郵送で送られていないという部分が、たくさんあるということでもありますけれども、例えば転居される、不明であるとか、摂津市の中ではそうですが、全国的には多くの方が、郵送されていない方がたくさんおられるわけです。郵送されていない部分は、他の市町村と連絡をとるような形にはなっているんですか。送られてなかったら、もう送られないという形になっているんですか。その辺も教えていただきたいんですが。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 返戻分ですが、訪ねどころがないという部分につきましては、市で調査を実施してまいります。

それから、市のホームページ、広報等で

受け取ってない方は市役所までお越しくださいということで、市役所に保管しておりますので、随時間問い合わせがあったら、返戻分を渡す形となります。ですから、どうしても全員に通知カードを渡すというのが前提ですけれども、どうしてもやっばりいらっしゃらない方がいますので、3か月間、市で保管しました後、それでも取りに来られない分は、市で廃棄処分ということになります。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 少しだけ、単純な点をお聞かせいただきたいと思いますが、今回、個人番号カードを取得された方におかれましては、印鑑登録証明書がコンビニで交付されるということで、一定便利になるのかなというように思いますけれども、これに伴って、J-LISの加盟店の費用負担について、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 コンビニ交付におきます費用負担でございますが、まず、インシヤルコストとしましては、コンビニ交付のシステム構築費用、これが今年度、約4,000万円です。それから、ランニングコストでございますけれども、先ほどおっしゃいましたJ-LISへの運営負担金が、年間300万円でございます。あと、ランニングコストで考えられますのは、先ほどのシステムの保守費用が年間280万円ぐらいと考えております。

それから、コンビニに対します委託手数料といいますか。発行に一通当たり123円の手数料がかかってまいります。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、川本課長からお聞かせいただきまして、結構な負担がかかる

んだなと思っています。

聞くとところによりますと、このサービスが使えるのは、摂津市に居住で、戸籍も摂津市にある人に限るんやというようなところでした。あとは、要は、個人番号カードをどれだけの方が取得されるのかということもかかってくるのかなというように思っております。

その中で、コンビニ交付の印鑑登録証明書については、これほどの程度の市町村が加盟をされるのか。今のつかんでいるところがあれば、一度お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 コンビニ交付の参加団体でございますけれども、これにつきましては、今現在、住基カードを使っているコンビニ交付を実施しておりますのが、ちょうど全国で100団体と聞いております。大阪府下では7団体ございまして、北摂では茨木市と豊中市が実施しておるといところでございます。これが、個人番号カードとなりましたら、かなり参加する団体がふえておりまして、平成28年度末までには約300団体になるんではないかということでございます。

それから、実施時期は未定ですけれども、今後、参加したいという団体が、約500団体あると聞いておりますので、平成30年には800団体を予定していると聞いております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 どれだけの団体が、このサービスに加入されるのかというところで、ランニングコストも少し変わってくるのかなというように思います。

それとともに、個人番号カードでいろいろできるサービスという、これからふえ

ていくのかということもあるのかなと思っておりますし、先ほど申し上げましたけれども、福祉関係の方で、どれだけの方が、このカードを取得されるのかといった、いろいろな状況も見せていただきながら、今回はこのサービスについては、私も賛同いたしますけれども、ただ一度始まったものをなしにするというのは難しいのかもしれませんが、しっかりと今後の推移といったものを見守っていただきながら、あるべき姿といったところを考えていただきたいとお願い申し上げたいと思います。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

一応、コンビニ交付は2月1日から始まるということで、いずれにしても広報に近々載せると思うんですけれども、広報に載る前に、委員に対しても、取り扱いについて説明していただきますように要望しておきますので、よろしくお願ひします。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時12分 休憩)

(午後0時14分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第68号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後0時15分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、  
署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 村上 英明